第29回田原市市民協働まちづくり会議(資料提供)

日時:令和2年7月 日

1 協働体制の整理 【資料1】【資料2】

2 資料提供

- (1) 市民活動支援施策について
 - ①市民協働まちづくり事業補助金 【資料3-1】【資料3-2】
 - ②市民活動チャレンジ支援補助金 【資料4】
 - ③新規団体·人材養成活動補助金 【資料5】
 - ④市民提案型委託事業制度 【資料6】
- (2) 社会貢献活動災害補償制度について 【資料7】
- (3) 市の機関の取組について 【資料8】

3 その他

- 〇市民活動支援センターの取組 【資料9】【情報誌】
- 〇次回市民協働まちづくり会議 令和2年10月頃開催(予定)

【配布資料】

【名簿】

- 【資料1】田原市市民協働まちづくり条例の概要
- 【資料2】市民協働事業の展開
- 【資料3-1】市民協働まちづくり事業補助金の実績
- 【資料3-2】令和2年度市民協働まちづくり事業補助金の状況報告
- 【資料4】市民活動チャレンジ支援補助金の実績と状況報告
- 【資料5】新規団体・人材養成活動補助金の実績と状況報告
- 【資料6】市民提案型委託制度の実績と状況報告
- 【資料7】田原市社会貢献活動災害補償制度
- 【資料8】市民協働まちづくり方針に基づく市の機関の取組
- 【資料9】市民活動支援センターの取組
- 【情報誌】市民活動だより VOL. 28

田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期:令和2年4月1日~令和4年3月31日

番号	職名	委員氏名	役 職 等	備考
1	委員	たらい みかこ 渡会 美加子	— (公募) —	1号委員(公募市民)
2	委員	橋本 聡恵	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
3	委員	水野一道	— (公募) —	1号委員(公募市民)
4	委員	やまもと いっぉ 山本 五夫	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 (市民活動団体)
5	委員	なかうちだ たくや 中内田 卓也	田原青年会所理事室長	2号委員 (市民活動団体)
6	委員	とりい かずこ 鳥居 和子	田原市ボランティア連絡協議会副会長	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	^{ほんだ} 本 多 ちえ子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	^{ながさか} さなえ 長坂 早苗	田原市体育協会会計	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	が澤 美穂子	NPO法人たはら広場	2号委員 (市民活動団体)
10	委員	たかさき ゆうぞう 高崎 雄三	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
11	委員	**** 俊晴	J A愛知みなみ代表理事専務	3号委員 (事業者の団体)
12	委員	いしかわ けいし 石川 恵史	田原市企画部長	4号委員 (市の機関)
13	委員	みっゃ かっし 三矢 勝司	名古屋工業大学非常勤研究員 NPO法人岡崎まち育てセンター・りた	5号委員 (学識経験者)

【事務局】

大羽 浩和 (課長) 企画部 企画課 河口 圭子 (課長補佐兼係長) 下形 めぐみ (主事補)
--

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成17年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』(市民79名・5部会)において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- 3 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- 4 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成19年7月(~12月) に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検 討しました。
- 5 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成20年3月26日に公布(制定)しました。

2 条例に定める項目

- ① 総則的事項 (第1条-第7条)
- ② 協働促進の方針 (第8条)
- (3) 市民参加と協働(第9条・第10条)
- (4) 市民公益活動の支援(第11条-第13条)
- (5) 地域コミュニティ団体(第14条-第18条)
- ⑥ 市民協働まちづくり会議(第19条)

3 規則に定める項目

- ①地域コミュニティ団体の認定手続き(第2条-第5条)
- (2)市民協働まちづくり会議の運営(第6条-8条)

4 田原市市民協働まちづくり会議

(1)設置根拠

- ■田原市市民協働まちづくり条例(平成20年4月1日施行)による設置規定(第20条要点)
 - ・「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、 田原市市民協働まちづくり会議(以下「協働会議」という。)を設置する。
 - ・協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。
- ■条例施行規則による運営規定(第6条・第7条・第8条要点)
 - ・協働会議は15人以内の委員(任期2年)で構成し、委員互選により会長及び副会長1人を置く。
 - ・協働会議は会長が招集し・議長を務める。
 - ・協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

(2)会議の役割

- ①『田原市市民協働促進方針』の検討
 - ○方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・ 役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづく りを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定める。
 - ○状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・ 評価する。
 - ○方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を行う。

②『田原市市民協働促進方針に関わる施策(取組)』の検討

- ○行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組
 - ・市民への行政情報の提供制度のあり方
 - ・市民参画を確保する制度のあり方
 - ・指定管理者制度基本方針のあり方
 - アウトソーシング推進のあり方
 - ・公募・提案型協働事業のあり方 等
- ○市民公益活動における協働の促進に関する取組
 - ・市民活動団体の連携促進のあり方等
- ○市民公益活動の支援に関する取組
 - ・活動環境の整備のあり方
 - ・市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
 - ・ 行政保有情報の提供のあり方
 - ・人的支援のあり方
 - ・財政的支援のあり方(公募型補助等)
 - ・市民公益活動に対するその他支援のあり方 等
- ○地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制
- ○基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

市民活動支援の展開イメージ

新しい担い手

誕生した市民活動団体 関心はあるが市民活動未経験の市民

【企画課】

新規団体活動補助金

- ○活動のスタートアップを支援
- ○新たな担い手の誕生を促す。

【企画課】

市民活動チャレンジ支援補助金 (平成 26 年度創設)

- ○青年層への支援をし、市民活動の担い モを増やす
- ○若者が、楽しくチャレンジのできるように支援。

【企画課】

市民協働まちづくり事業補助金

- ○市民活動団体の活動資金を補助
- ○3年間限度の支援で自立を促す。

【企画課・各課室】

市民提案型委託制度

- ○団体による自由な事業提案
- ○団体が主体となって事業実施

常設型補助制

【各課室】

- ○必要性の検討
- ○制度化

継続的な支援

【企画課】

市民活動 支援センター

- ○活動相談
- ○広報のお手伝い
- ○法人設立手続き相談
- ○フリースペース、印刷
- 機利用

【各課室】

その他の支援

- ○活動相談
- ○活動場所提供
- ○機材、用具の貸し出し (清掃活動用具等)
- ○アダプトプログラム
- ○ボランティア助成金 (社会福祉協議会)
- 0
- 0
- 0

【企画器】

団体構成員のスキルアップを支援

人材養成活動補助金

協働の担い手 市民活動団体の活発化

田原市市民協働まちづくり条例(抜粋)

(その他の支援)

第13条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

市民協働まちづくり事業補助金の実績

1 制度の概要

田原市市民協働まちづくり基金の運用から生ずる収益の範囲内において、市民活動団体が提案する公益活動に対して、必要経費の一部を補助する制度。市民活動団体の自立を支援するため、応募回数は同一事業で3年を限度としている。

2 年度別申請実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
応募件数	7事業 (採択5事業)	5事業 (採択4事業)	4事業
補助要望額	964,000 円	396,000 円	328,000 円
交付決定額	664,000 円	347,000 円	328,000 円
補助確定額	607,000 円	347,000 円	328,000 円
その他	○応募団体のうち1団体が 同一事業で3年目の応募 (※応募は3年限度) ○応募団体5団体のうち3 団体を採択(予算の範囲内) ※少額事業は全採択	○応募団体のうち1団体からの事業は、要件が整わず 不採択(少額事業)	
予算額	900 千円	1,300 千円	1,300 千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
応募件数	6事業	5事業	4事業
補助要望額	717,000 円	534,000 円	621,000 円
交付決定額	717,000 円	534,000 円	621,000 円
補助確定額	717,000 円	307,000 円	621,000 円
その他		1事業中止	
予算額	750 千円	750 千円	750 千円

令和元年度市民協働まちづくり事業補助金実績

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定額	確定額
たはらサンドアート 実行委員会	たはらサンドアートフェスティバル(障害者人権擁護推進事業)	たはらサンドアートフェスティバルは、田原市の素晴らしい 資源を有効活用し、障がい児が活躍できる場を提供する。 サンドアートを作ることで、障がい児に団体行動の大切さ や、チームで目標を達成する事の楽しさを体験することを目 的とする。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
渥美半島環境活動 協議会	未来につなぐ渥美半島の環境を 考えるためのプログラム	講演会やフォーラムを開催し、渥美半島の豊かな自然を守り、活かし、つないでいくために地域のよさを共有し、 渥美半島の魅力を高めるために何ができるか考える。	172,000 円	172,000 円	172,000 円
凧の学校・はやぶさ	田原凧の後継者育成事業	田原凧の後継者育成及び田原凧の文化継承を目的に、田原凧の操作の凧授業、凧づくり教室を経て、田原凧合戦等参加を目指します。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
大草の歴史と文化 を学ぶ会	大草の歴史と文化を保存・継承す る事業	地域の歴史や文化を学び、研修を深め次世代へ伝えるため、史跡の整備・保存を進める。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
	合計			621,000円	621,000 円

市民協働まちづくり事業補助金の状況報告

1 令和2年度の募集概要

○少額事業(補助対象経費10万円未満)の継続実施

- ・募集期間を設けず、随時募集を行い、予算の範囲内で先着順とする。
- ・選考は、提出された申請書類の審査と、それに基づき事業担当課へのヒアリングを実施する。公開審査は実施しない。

(1) 補助額5万円以上20万円以下(補助対象経費10万円以上)の事業

予算総額	40万円(上限20万円×2事業)
補助率	補助対象経費の2分の1以内
募集時期	令和2年2月14日(金)~3月13日(金)
	・書類審査、公開審査会を実施
選考方法	令和2年3月31日
	(コロナ感染症を考慮し書面審査のみとした)
交付決定	令和2年4月1日以降
事業報告	令和3年3月頃

(2) 補助額5万円未満(補助対象経費10万円未満)の事業

予算総額	15万円(上限49,000円×見込み件数3事業)	
補助率	補助対象経費の2分の1以内	
募集時期	令和2年2月14日(金)~令和3年1月29日(金)まで随 時募集(予算の範囲内で先着順とする。)	
選考方法	・書類審査・事業担当課へのヒアリング	
交付決定	審査結果通知の後、約1週間後	
事業報告令和3年3月頃 (補助額5万円以上20万円以下の事業と同様に実施。)		

2 応募状況 (R2. 6. 12 現在)

(1) 補助額5万円以上20万円以下(補助対象経費20万円以上)の事業

団体名・「事業名」	事業概要等	
凧の学校・はやぶさ 「田原凧の後継者育成事業」	田原凧の後継者育成及び田原凧の文化継承を目的に、田原 凧の操作の凧授業、凧づくり教室を経て、田原凧合戦等参加 を目指します。	
	【事業費】400,000 円【交付決定額】200,000 円 【事業担当課】文化財課	

(2)補助額5万円未満(補助対象経費10万円未満)の事業

応募団体なし

市民活動チャレンジ支援補助金の実績と状況報告

市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動への支援を目的とする補助金。

1 制度の概要

若年層(概ね $18\sim40$ 歳)の市民5人以上で構成される団体の実施する① \sim ③のどれにもあてはまる事業を支援するもので、若者が公益活動にチャレンジし、楽しみながらまちづくりに取り組めることを期待するもの。

- ① 田原市のまちの活性化に向けて行われる公共性が期待される事業
- ② 市内で実施される事業または市民に対して実施される事業
- ③ 事業の計画や効果及び収支計画が明確な事業

2 令和2年度の募集概要

- (1) 補助額 補助対象経費の2分の1 (上限100,000円)
- (2) 予算額 100,000円
- (3) 募集期間 令和2年4月1日(水)~令和3年1月29日(金)
- (4)審査書類審査、事業担当課へのヒアリング

3 応募状況 (R2.6.12 現在)

○応募団体なし

4 令和元年度の実績

○応募団体なし

5 制度創設時からの実績

年度	団体名	事業名	事業費	補助額
Hoc	田原リレーマラソン実行員会	「第1回田原リレーマラソン大会」	360,779 円	100,000 円
H26	渥美青年経済研究会	「西のハトバデーナイト in 伊良湖」	466,645 円	100,000 円
H27	NPOキラキラこども農園ネット	「キラキラこども農園:自然とのふ れあい事業」	205,347 円	100,000 円
	アオイトリ	「ライフ イズ ジャーニー」	265,519 円	100,000 円
H28	応募団体なし			
H29	大草夏まつり実行委員会	「大草夏祭り復活事業」	210,000円	100,000 円
H30	里海ビーチクリーン・スナメリ の会	「里海ビーチクリーン 〜海に戻す な 大量のごみを〜」	203,000 円	100,000円

新規団体・人材養成活動補助金の実績と状況報告

新規市民活動団体や人材育成などを支援することにより、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的とする補助金。

新規団体活動補助金

1 制度の概要

仲間を募って新たに始めようとする市民公益活動の経費を支援するもので、活動初期の取り 組みを支援する制度。少額ながら全額補助(上限5万円)し、市民活動を始めるきっかけづく りとなることを期待する。

2 令和2年度の募集概要

- (1)補助額 補助対象経費の10分の10(上限50,000円)
- (2) 予算額 100,000円
- (3) 募集期間 令和2年4月1日(水)~令和3年1月29日(金)
- (4)審査書類審査、事業担当課へのヒアリング

3 応募状況 (R2. 6. 12 現在)

○応募団体なし

4 令和元年度の実績

団体名	事業概要
田原みんなの学校	事業名:「子どもの健全育成のための環境づくり」 【事業費】250,000円 【事業担当課】学校教育課
ララグラン駅前ラジオ体操会	事業名:「駅前ラジオ体操」 【事業費】37,230円 【事業担当課】健康課・まちづくり推進課

5 制度創設時からの実績

年度	団体名	事業名	事業費	補助額
H22	東友クラブ趣味の会	蔵王団地の健康・福祉の増進	30,160 円	30,000 円
H23	衣笠里山に親しむ会	学習の森メイクアッププロジェクト	33,070 円	30,000 円
H24	みどりの会	傾聴ボランティア	44,800 円	30,000 円
	はっぴい mini ちゃんねる	「けーちんの子どもって存在がもっともっと愛お しくってたまらなくなるお話し」in 田原	89,000 円	30,000 円
H25	NPO木遊びまごまごネット	子どもの健全育成を図る事業	46,271 円	30,000 円
	はらぺこ Mommys	英語による絵本の読み聞かせを始 めとする英語普及活動	29,741 円	29,000 円
Hog	田原アレルギーっ子の会	「みんなで知ろう 幼児の食物アレルギー」講演会	50,347 円	50,000 円
H27	整理収納 東三河ネットワーク	「整理収納で幸せになる!」お片づけ講座	50,347 円	50,000 円
H28	藤七原の宝守り育てる会	「地域の大切な資源を守る」交流会	62,972 円	50,000 円
1120	スマイルの会	「来るべき大震災に備えて」	59,104 円	50,000 円
H29	ふくえ de Night 実行委員会	「第1回ふくえ de Night」	150,000 円	50,000 円
	おりがみ紙芝居読み聞かせ はまなすの会	「シニアと子どものふれあい~おり がみ紙芝居読み聞かせ事業	50,000 円	40,000 円
H30	田原井戸端会議事務局	「たはら de で子育て井戸端会議〜 イドバ〜」	50,000 円	50,000 円

人材養成活動補助金

1 制度の概要

市民協働によるまちづくりを担う人材を育成するため、専門的な知識・手法等を習得するための講座・研修等の受講に係る経費を負担する「講座・研修枠」と、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」に定める具体的な事業の推進に寄与する取組の立案を目的とした先進事例の調査・研究に係る経費を負担する「先進事例視察枠」の2つに分けられる。先進事例視察枠は平成30年度から新設された。旅費や需用費等を一定額までを全額補助し、それを超える部分は補助率1/2で支援することにより、市民公益活動の進展を期待する。

2 令和2年度の募集概要

講座 • 研修枠

(1) 補助額 事業費の全額または一部(上限2万円) ※1団体あたり年間2人以内、1人1回限り

(2) 予算額 40,000円

(3) 募集期間 令和2年4月1日(水)~令和3年1月29日(金)

(4)審査書類審査、事業担当課へのヒアリング

先進事例視察枠

(1)補助額 事業費の全額または一部(上限3万円)

※1団体あたり3人以内で年間1回限り、1人1回限り

(2) 予算額 60,000円

(3) 募集期間 令和2年4月1日(水)~令和3年1月29日(金)

(4)審査書類審査、プレゼンテーション審査

3 応募状況 (R2.6.12 現在)

○応募団体なし

4 令和元年度の実績

○応募団体なし

5 制度創設時からの実績

年度	団体名	講座等名称	事業費	補助額
	田原市健康づくりリー ダー連絡協議会	平成22年度愛知県健康づくりリ ーダー再教育研修	16,700 円	16,700 円
	NPO法人渥美半島ハ イキングクラブ	1 %支援フォーラム 2010	4,020 円	4,020 円
Haa	NPO法人ピースハウ ス	平成22年度愛知県サービス管理 責任者研修	9,540 円	9,540 円
H22	女性会議ウイットWI T	講座「リプロダクティブへルスを 考える」	2,920 円	2,920 円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム 15 アート ブリュット・ジャポネ凱旋展	16,490 円	15,990 円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム 15 ねじれ 国会だからできる事がある!	23,990 円	23,490 円
	田原市ビーチバレー協 会	平成23年度愛知県スポーツ指導者研修会(後期)	5,960 円	2,980 円
	田原市健康づくりリー ダー連絡協議会	平成23年度愛知県健康づくりリ ーダー再教育研修	16,700 円	16,700 円
	東友クラブ趣味の会	愛知県健康づくりリーダーバンク 登録研修会	26,720 円	26,720 円
H23	女性会議ウィットWI T	"人間と性"教育研究協議会	4,780 円	4,780 円
	NPO法人渥美半島ハ イキングクラブ	相互支援コミュニティ形成事業研 究会	4,120 円	4,120 円
	環境ボランティアサー クル亀の子隊	NPO法人海に学ぶ体験協議会フォー ラム、自然体験活動指導者養成講座	15,855 円	15,750 円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム 16	29,990 円	29,735 円
Har	OHPたはら	平成24年度愛知県要約筆記奉仕員養成講習会(応用過程)	12,890 円	12,890 円
H24	人づくりネットワーク メリーゴーランド	子ども若者育成支援推進事業 やんちゃ和尚講演会	2,520 円	2,520 円
	地域みらい くり	平成25年度女性教育指導者研修会	15,900 円	15,900 円
	あつみNPOネットワ ーク	平成25年度女性教育指導者研修会	9,540 円	9,540 円
H25	人づくりネットワークメ リーゴーランド	登校拒否・不登校を考える夏の全国大 会2013in関西	39,900 円	19,950 円
	女性会議ウイットWIT	人間と性教育研究協議会全国夏期セミ ナー近畿大会	38,540 円	21,270 円

	NPO法人渥美半島ハ イキングクラブ	環境市民活動助成金セミナー	3,020 円	3,020 円
	あつみロビーコンサート 運営スタッフ会	平成25年度文化庁「大学を活用した文化芸術能進事業」補助事業	40,720 円	16,260 円
	NPO法人うたた	アメニティーフォーラム18	47,020 円	25,960 円
H26	NPO法人渥美半島ハ イキングクラブ	情報交流会2015 ネットワークをデザインしよう!	3,560 円	3,560 円
	特定非営利活動法人たはら広場	絵本を楽しむよみっこの会/絵本 選び	59,460 円	30,000 円
	女性会議ウイット	第12回全国女性史研究交流のつ どいin 岩手	66,420 円	30,000 円
H27	あつみNPOネットワ ーク	第12回全国女性史研究交流のつ どいin 岩手	66,650 円	30,000 円
	まなびの会	第12回全国女性史研究交流のつ どいin 岩手	66,420 円	30,000 円
	NPO法人渥美半島ハ イキングクラブ	中高年安全登山指導者講習会	37,067 円	30,000 円
	田原市聴覚障害者協会	平成28年度愛知県手話奉仕員担当講師連続講座	36,540 円	30,000 円
	手話サークル とまと	平成28年度愛知県手話奉仕員担当講師連続講座	36,540 円	30,000 円
H28	NPO法人渥美半島ハ イキングクラブ	愛知岐阜三重環境活動情報交流会 2016豊かな自然生かすネット ワーク! i n揖斐川流域	15,140 円	11,070 円
	人づくりネットワーク メリーゴーランド	休むのは子どもの権利 ~「不登校 案」考える~	3,620 円	3,620 円
1100	NPO法人渥美半島ハ イキングクラブ	愛知岐阜三重環境活動情報交流会 2017	6,828 円	6,828 円
H29	ASTC	BOK-KENあいち講習会	3,260 円	3,260 円

市民提案型委託制度の実績と状況報告

1 制度の概要

市が実施すべき管理事業や市民サービス等において、市民から事業提案いただくことにより、 より市民目線で柔軟な事業展開ができることを目的とする。市と市民活動団体が委託契約を結び、 事業実施する協働制度。

二一一月二刊	市が提示する特定のテーマに対して、市民活動団体から企画、実施に至
テーマ提示型	るまでの事業を募集する。
自由テーマ型	市民活動団体の専門性を生かし、市の施策推進が期待される事業を自由
	な発想で提案していただく。

2 令和2年度の募集概要

【テーマ提示型】

- (1) 募集テーマ 男女共同参画啓発事業
- (2) 委託費 13万円(上限)
- (3) 募集期間 令和2年4月1日(水)~5月29日(金)
- (4)審查会 令和元年8月中旬

【自由テーマ型】

- (1)募集テーマ 自由
- (2) 委託費 100万円(上限)
- (3) 募集期間 令和2年4月1日(水)~7月31日(金)
- (4)審查会 令和元年8月中旬

3 令和元年度の実績

【テーマ提示型】

• 男女共同参画啓発事業

	提案団体	女性会議ウイット WIT
1	事業名	『2019ウイット3回連続講座 「共生する社会に向って~わたしからの発信、あなたからの発信」』
	事業費	130,000円

【自由テーマ型】

	提案団体	特定非営利活動法人たはら広場
	事業名	『田原のむかし〜伝え続ける人々〜』
1	提案事業	「紙芝居・前日物語〜終戦1日前の米軍渥美線機銃掃射事件〜」の広がりをま とめる。さらにこの事実を分りやすく紙芝居にした彦坂昭市氏と共に、事件報 告のひろがりを継続実現させている。この紙芝居作品をさらにわかりやすい言 葉で再編集し、田原市全小中学校に配布。 第2弾として、田原市でただ一人の児童文学者・山田もと氏の作品の再編集 を試みる。(2002年は山田氏生誕100年)
	事業費	350, 000 円

田原市

社会貢献活動災害補償制度

田原市社会貢献活動災害補償制度とは

田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動(社会貢献活動)中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体(地域コミュニティ、体育協会、文化協会、 市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など 詳しくは企画課へお問合せください。)で、継続的に活動 し、その責任者が明確になっている団体。※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動です。

地域社会活動

交通安全、防犯、防災、清掃、美化、環境保全、その他コミュニティ活動など

社会教育活動 体育、レクリエーション及び文化の活動のうち社会貢献となる活動

青少年健全育成活 || 青少年非行防止、青少年保護の活動など

社会福祉活動 その他の奉仕活動

行政活動への協力 | 行政が行う事業等への協力 ※市が指定する場合に限る

※ 平成23年度より社会貢献性の認められない活動中の事故は補償の対象外です。 裏面参照

補償の内容

傷害補償 社会貢献活動中に発生した急激かつ偶然な事故で、活動者が死亡または負傷した場合に 一定額の保険金が支払われます。

区 分 補償内容

死亡補償 1人 500 万円

後遺障害 1人 15 万円~500 万円

入院補償 5,000 円/日(180 日以内)

通院補償 3,000 円/日(180 日以内で 90 日を限度)

※平成23年度より食中毒による事故も対象となります。

- ◆補償金支払いの対象とならない事故例◆
- 〇故意、自殺、犯罪行為による事故
- ○地震や津波などによって生じた事故
- 〇指導者等や参加者の無資格運転や酒酔い運転 による事故
- ○指導者等や参加者の脳疾患、疾病又は心身喪 失により生じた事故
- ○他覚症状の無いむち打ち症や腰痛

賠償責任補償 社会貢献活動中の活動者の過失により被害者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で保険金が支払われます。※示談については、事前に内容について保険会社の了承が必要です。

区 分 補償内容 身体賠償 1事故=最高1億円

771177177

財物賠償 │ 1事故=最高1億円

※免責金額は1事故につき1,000円

- ◆補償金支払いの対象とならない事故例◆
- ○故意によって生じた事故
- ○地震や津波などの天災による事故
- ○団体 指導者等が占有、使用し又は管理する 他人の射物に対する事故
- ○自動車の運行に起因する事故

補償対象とならない活動

- 国外において行われる活動
- 団体、指導者、スタッフ、参加者が報酬等を得て行う活動
- 専ら利潤を追求する事を目的とする活動
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- 政治上の主義を推進、支持、又は反対する活動
- 社会貢献よりも構成員等の自己啓発、自己研鑚、健康増進、技術向上、親睦、競技、利益獲得などの割合が高いと市が判断する活動

社会貢献活動中に事故が起きたら

傷害事故の場合

事故発生の日から 14 日以内に担 当課に事故報告 書を提出(注1) 市は補償対象事 故と認定した場 合、事故証明書を 保険会社へ送付 保険会社は審査 を行い、支払いが 可能と認めた場 合、当事者へ請求 関係書類を送付 治療完了後、当事者は請求関係書類に領収書等を添付の上、市へ提出

市から保険会社 へ請求し、支払い 可能と認めた場 合、当事者指定の 口座へ振り込み

(注1) 事故報告には団体の概要の把握、事故発生状況の説明ができる資料および当日の参加者名簿等の添付が必要です。

賠償責任事故の場合

基本的に傷害事故の場合の手続きと変わりありませんが、物損事故の場合は損害を証明するため、写真撮影が必要となります。また、損害額が10万円以上になる場合は、保険会社が立会い調査をする場合があるので、できるだけ現場を保存してください。なお、事情により現場が保存できない場合や、修理を急ぐ場合には保険会社の許可を得て対処していただきます。

ご注意ください

田原市社会貢献活動災害補償制度は、社会貢献活動と認められない活動中の事故に対しての救済はありません。したがって自己鍛錬、趣味、親睦を目的とするなど、社会貢献の要素のない活動中の事故については補償対象外となります。団体が行うすべての活動中の事故を補償するものではありませんので、ご注意ください。

平成 23 年度より、スポーツ・レクリエーション・文化等の活動を目的に結成された団体による競技、練習、自己研鑽など、社会貢献性のない自己または団体のための活動中の事故への補償がなくなります。必要に応じて個別に損害保険等に加入してください。今後、文化協会、体育協会、スポーツ少年団、子ども会に所属する各団体に対する補償は、あらかじめ登録されたボランティア指導者(各組織に報告されている場合に限る)が行う社会貢献活動(各種教室など)中の事故のみを補償の対象とします。

また、本市では田原市子ども医療支給制度により、中学生以下の方の医療費を市が負担しており、 医療機関への支払いがなくなっていることから、傷害事故における**医療費に実費が伴わない事故については入院・通院・手術補償の支払いはありません**。同じく市が医療費を負担している障害者医療(1~3級の方)、母子(父子)家庭等医療、精神障害者医療(通院)の対象となっているなど、医療費に実費負担が伴わない方についても、同様の取り扱いとなりますのでご注意ください。

* * * 事故を回避するために * * *

この制度は、万一の事故に備えるものですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。 指導者、スタッフ及び参加者は、無理のないスケジュールなど事前に綿密な計画を立てるよう心がけてください。

問い合わせ

田原市役所 企画部 企画課(南庁舎3階) 〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

TEL (0531) 23-3507 FAX (0531) 23-0669

E-mail kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市社会貢献活動災害補償制度における補償の範囲

令和2年5月

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
団体	活動内容	賠償 補償	傷害 補償	備考
田原市体育協会 田原市文化協会 田原市スポーツ少年団 市子ども会連絡協議会	各統括組織として主催する大会等行事 の運営に参加(出役)する場合	0	0	報酬を受けて行う活動、委託 事業を除く。 指導者・スタッフが補償対象。
	本来の目的以外の社会貢献活動を企画 し実施した場合 (例:清掃活動、公共施設等の整備など)	0	0	報酬を受けて行う活動、委託 事業を除く。
体育協会所属競技協会 文化協会所属部会	各組織に登録された指導者が、無償ボランティアで行う指導 (例:各種教室での指導など)	0	0	社会貢献活動中の事故を補 償。ボランティア指導者(事 前に各組織に報告されている 場合に限る)のみ補償対象。
各スポーツ少年団各子ども会	本来の目的以外の社会貢献活動を企画 し実施した場合 (例:清掃活動、公共施設等の整備など)	0	0	報酬を受けて行う活動、委託 事業を除く。
※上記組織への登録団 体含む	スポーツ・レクリエーション・文化活動 (例:大会、練習など)	×	×	スポーツ・レクリエーション・文化を目的とする団体における競技、練習、自己研鑽等の自己又は団体のための活動中の事故は補償対象外
ᅪᄼᄓᆘᆉᄙᄼᆄᅙᅑ	社会福祉施設援護活動、障害者福祉、高 齢者福祉、児童福祉などの社会福祉活動	0	0	報酬を受けて行う活動、委託 事業を除く。
社会福祉協議会が事務 局を担当している団体	専ら団体や会員のために行われる親睦、 健康増進、自己研鑚などの活動	×	×	社会貢献の要素の割合が低い と市が判断する活動中の事故 は補償対象外。
ボランティアセンター	登録団体の目的に沿った社会貢献活動 中の事故	0	0	報酬を受けて行う活動、委託 事業を除く。
登録団体	専ら団体や会員のために行われる親睦、 健康増進、自己研鑚などの活動	×	×	社会貢献の要素の割合が低い と市が判断する活動中の事故 は補償対象外。
	地域社会活動(交通安全、防犯、防火、 防災、清掃、資源ごみ回収、環境保全、 コミュニティ活動など)	0	0	
地域コミュニティ団体	コミュニティ団体主催のスポーツ大会 およびそれに伴う練習会	0	0	スポーツ・レクリエーションを目的とする団体とは異なり、地域内連帯意識の向上等の手段として実施されるもので、大会及び練習中(コミ団体主催に限る)の事故を含めて補償対象。
	農地水環境保全の活動	×	×	道路・河川・水路等、公の施設の草刈、ゴミ拾いなどは対象。
共通事項	田原市社会貢献活動災害補償制度は ・補償対象となる団体が行うすべての活動中の事故を補償するものではありません。 ・社会貢献活動中の事故であっても、報酬を受けて行う活動、市からの受託業務、企業の 管理下で行われる活動は対象になりません。 ・社会貢献よりも構成員もしくは構成員相互の自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、 親睦、競技、利益獲得などの割合が高いと市が判断する活動中の事故は補償対象外です。 ・子ども医療などの適用により市が医療費を負担して、事故当事者に医療費の実費負担が ない場合、入院、通院、手術補償の支払いはありません。この場合、死亡、後遺障害の 補償は対象となります。			

■市民活動団体一覧(市の機関把握分)

1. 市が事務局を担当している団体	2. 市が社会貢献活動団体として補助金を交付して
(事業者関係団体を除く)	いる団体
田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会	市民協働まちづくり事業補助金採択団体
谷ノ口総合整備促進協議会	新規団体・人材養成活動補助金採択団体
田原市交通安全推進協議会	市民活動チャレンジ支援補助金採択団体
田原市安心安全なまちづくり推進協議会	田原市アルゼンチンアリ対策協議会(再掲)
田原市アルゼンチンアリ対策協議会	各子ども会
田原を美しくする会	
田原市赤十字奉仕団	
たはら里山の会	
託児ボランティア	
田原市少年少女発明クラブ	
田原市青少年健全育成推進協議会	
トライアスロン伊良湖大会実行委員会	
田原市防火協会	
田原市女性防火クラブ	
3. 社会貢献活動団体として企画課長が特に認	める団体
男女共同参画フェスティバル参加団体	おりがみ紙芝居読み聞かせ はまなすの会
しみんのひろば参加団体	子育て安心見守り隊
市民提案型委託事業委託団体	食生活改善健康づくり会
市民活動団体登録制度登録団体	ベジエール渥美
田原市民活動支援センター運営業務委託団	渥美半島観光ボランティアガイドの会
衣笠子ども見守り隊	ふるさとボランティアガイドたはらの風
大久保見守り隊	田原市民まつり推進協議会
六連子ども見守り隊	渥美半島ハーブの会
神戸校区ながら見守り隊	NPO田原しみん震災支援ネット
いずみ見守り隊	たらめ会
大草校区子ども安全見守り隊	山遊里
ASTC(青色パトロール隊)	スマイルの会
田原キッズパトロール隊	あつみロビーコンサート運営スタッフ会
田原キッズパトロール隊「六連校区方面隊」	図書館フレンズ田原
田原キッズパトロール隊「田原東部校区方	面隊」 くぬぎの会
田原キッズパトロール隊「高松校区方面隊」	赤羽根えほんの会
田原キッズパトロール(中山)	おはなし手のひらの会
高松校区自主防犯パトロール隊	福江高校読み聞かせボランティア
亀山小校区防犯パトロール隊	すくすくタイムボランティア
清田小スクールガード	元気はいたつ便ボランティア
泉小スクールガード	サニースポット
和地区見守り隊	はらぺこ Mommys
安全波乗隊	ブックスタートボランティア

田原市の市民協働まちづくり方針 第4章に基づく 令和2年度の市の取組

資料8

田原市の市民協働まちづくり方針(H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)

基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

区分1【指針その2】 行政参加・協働の推進

- ■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
 - ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
 - ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】
 - ③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

(1)市民参加・参画のあり方

a. 積極的な行政情報の公開

現状

〇行政情報は、定期刊行する広報たはら 等と、随時発行する施策パンフレットやイ ベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議 会・自治会を経由する地域文書として、市 民に伝えています。

〇インターネットを活用したホームページ (市、市議会等)やSNS、ケーブルテレビ (市政番組、議会中継等)、声の広報、市 政ほーもん講座等で情報を提供していま す。

今後の取組

○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。

○インターネットやSNSを効果的に活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。

令和2年度の取組

- 【防災対策課】 ・広報たはら 防災知恵袋・・隔月(偶数月)、特集・・9月号、ほか随時掲載(継続)
- ▶・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等(継続)
- ┣・市政ほ―もん講座開催(継続)

【企画課】

- ┃・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。(継続)
- ▶・市民活動だよりを発行、フェイスブック、メールマガジンを活用し市民活動情報を提供する。(継続)

【広報秘書課】

┃・さまざまな広報媒体の長所を生かし、タイムリーでわかりやすい情報提供を行う。(継続)

【環境政策課】

▶・広報たはら(環境けいじばん)、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行う。(継続)

【廃棄物対策課】

・ごみ収集カレンダーを年1回発行、環境学習の一環として市政ほーもん講座を開催するほか、市HPやスマートフォンアプリ を活用し、ごみに関する情報を提供する。また、広報たはら環境掲示板(隔月)に毎月のごみ量速報値を報告し、ごみ減量 化に関心を持ってもらう。(継続)

【高齢福祉課】

- ・市政ほーもん講座等にて認知症や介護予防の必要性、介護保険と高齢者福祉サービスについて紹介する。(継続)
- 【健康課】
- ・育児支援の教室や相談等の母子保健事業を掲載した健康カレンダーや母子健康ガイドの配布。併せてホームページに最 新情報を掲載する。(継続)
- |・ケーブルテレビの活用などにより多くの市民によりタイムリーな情報提供を行う。(継続)

【スポーツ課】

┃・スポーツに関する情報を田原文化広場や渥美運動公園のモニターを活用し、情報提供する。(継続)

【消防課】

▶・広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供をう。(継続)

【文化財課】

- Ĭ・HPやインスタグラムにて、展覧会・イベント・講座・教室等の情報提供を行う。(継続)
- ┃・広報たはら、市HPにて、展覧会・イベント・講座・教室等の情報提供を行う。(継続)

【企業立地推進室】・企業立地専用HPに分譲地情報や企業立地インセンティブなど、企業進出の参考になる行政支援情報のより効果的な提供に努める。

【街づくり推進課】

・都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。(継続) 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでなく、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し 隊」による双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続)

b. 行政活動への市民参加の拡大

現状

○新たな事業やイベント・行事等につい て、 広報たはら、 パンフレット、 市ホーム ページ等で市民等にお知らせし、市民等に市職員が十分に理解します。 よる実施や行事への参加を呼びかけてい ます。

今後の取組

〇市民等と一体となってまちづくりに取り |組むことが「市民協働」の根底であることを

〇遊休資産の活用や地域包括ケアシステ ムの推進など新たな課題に対しても、市民 協働を踏まえて取り組みます。

〇市民等が参加しやすい方法(手法・日 |時・場所等)に改善するとともに、内容に応 じた効果的なPRを検討します。また、市民 等が参加(実施)するメリット(能力向上、 |ネットワークの構築化、精神的な達成感の |獲得等)を示せるように工夫します。

○イベント等で市民や団体、事業者等に 協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等 |を十分に行います。

令和2年度の取組

【防災対策課】

- ▶·防災訓練 市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練(継続)
- Ⅰ・講座等 防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座、防災講演会等(継続) 【企画課】
- 1・人材養成活動補助金の「先進事例視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助す る。(継続)
- ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回)では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加 し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。(継続)
- ▼・男女共同参画フェスティバルにおいて、男女共同参画社会の推進を啓発するために、公募の市民劇団により、男女共同参 |画をテーマにした演劇公演を行う。(継続)

【環境政策課】

▶・たはらエコフェスタ、親子エコクッキング講座や菜の花エコツア―等を開催し、エコ普及啓発に努める。(継続)

【地域福祉課】

|・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募ります。(継続)

【図書館】

┃・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力(継続)

【高齢福祉課】

┃・地域における高齢者の生活支援体制整備を推進するため、定期的に情報共有を図る場へ地域住民、自治会、民生児童委 |員、生活支援等のサービス提供事業者などの参画を働きかける。参画した関係者間で地域の闲り事や地域課題などを共有 し、解決に向けた検討をすすめ、地域の助け合い活動の仕組みづくりを推進する。(継続)

【広報秘書課】

|・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成などを通した情報発信を行う。(継続)

【健康課】

- ┃・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取組みを推進する。(継続)
- ・健幸アンバサダー(令和元年度養成)に対し、3か月ごとに健康に関する情報提供を行い、その活動を支援する。

【消防署】

- |・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集 する。(継続)
- 【・親子で参加できる救助体験講座を開催する。(継続)

【街づくり推進課】

|・渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した |「渥美半島の美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続)

c. 市民公募委員の導入

現状

〇方針・計画等の検討会議等を設ける場 合、法令の制限がない限り、各担当課で |市民公募委員を募集し、幅広い市民の意 | う、発言しやすい会議運営等を目指しま |見を把握しながら検討を進めています。市|す。 民公募委員の募集及び応募は増えてきて います。

今後の取組

○広く市民の意見を反映するため、市民 公募委員への多数の応募をいただけるよ

令和2年度の取組

【企画課】

- ┃・市民協働まちづくり会議(3名)(継続)
- 男女共同参画推進懇話会(2名)(継続)

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

現状 〇毎年度、方針・計画等の検討会議、施 策推進の協議会など多数設置され、なか には多くの会議に参画する団体もあるの で、これらの会議が、団体運営の負担となりず、委員等の男女割合にも留意します。

今後の取組

〇施策検討への参画要請が団体の負担と ならないように、目的に応じて会議の統廃 |合・整理を図り、特定の代表者に偏らせ |らないよう、代表者の負担軽減を図ってい | 〇幅広い意見が把握できるよう開催形式・ 年間スケジュール等を改善するとともに、 寄せられた意見の反映に取り組みます。 ○参加にあたっては、代表者への要請だ けでなく、目的に応じた人材の依頼をし、 代表者の負担軽減を図ります。

令和2年度の取組

【全課室】

|・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継

e. パブリックコメント制度

ます。

現状

〇パブリックコメントの手続きに関する要 綱を制定し、市役所や市ホームページで 【公表し、市民の意見を反映させながら、計 りやすい情報提供に努めます。 画等を策定しています。

○日頃から市民に対して関心をひきつけ、 一方的な原案の提示とならないよう、分か

令和2年度の取組

【広報秘書課】

|• 令和2年度: 9件(予定)田原市下水道事業経営戦略の策定、田原市自転車活用推進計画の策定、

|社会教育施設個別計画の策定、生涯学習振興計画の策定、第4期田原市障害者計画、第6期田原市障害福祉計画、第2| ♥期障害児福祉計画、田原市国土強靱化地域計画改定、田原市津波防災地域づくり推進計画改定

・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかける。(継続)

【高齢福祉課】

|・高齢者福祉計画(第9次老人福祉計画)策定に係るパブリックコメント募集を実施

f. 市民意見の提案制度

現状

○市民からの意見・提案は、市役所・支所 ○現行の提案制度を充実しつつ、制度の 等に設置された「提言箱」、田原市ホーム ページ投書コーナー「市民の声」等で集め「寄せられるよう工夫します。 |られた後、関係各課に送付(定期的に部長| 会議で報告)され、関連施策に反映すると ともに、提案者に回答しています。

〇平成21年度に制定した「市民の声」取扱 要綱に基づき、公共性のある提言と回答 を市ホームページで公開しています。

今後の取組

今後の取組

|PRを効果的に行い、より建設的な意見が

令和2年度の取組

【広報秘書課】

|・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は提案者に回答するとともに事務の参考とする。寄せられた意見 の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行う。(継続)

【図書館】

|・館長直行便(意見箱)の設置(継続)

g. 意見交換のための会議開催 現状 今後の取組 令和2年度の取組 ○各分野の関係団体で構成する協議会の○会議の設置、地域懇談会等の会議への 【防災対策課】 設置、コミュニティ協議会が主催する地域 |出席により、団体の個別意見及び総意の ・会議等 防災事務連絡会開催(4月)→新型コロナウィルス影響により中止、自主防災活動推進協議会(年2回)(継続) |懇談会、各種団体が主催する総会等への | 把握に努めます。 【環境政策課】 出席により意見把握に取り組んでいます。 |・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。(継続) ┃・たはらエコガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図る。 (継続) |・田原菜の花エコ推進協議会を開催し、遊休農地の復元、資源循環に関する取組等の普及啓発を行う。(継続) 【図書館】 ▶ 年3回の図書館協議会の開催(継続) ┃・月1回の」「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施(継続) 【廃棄物対策課】 ▶・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等の施策を推進する方策を検討する。(継続) 【地域課】 Ⅰ・渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域にお |ける課題等の解決に取り組む。(継続) 【企業立地推進室】 Ⅰ・臨海部の立地企業で構成する田原臨海企業懇話会の事務局を担当し、会の運営を通じて様々な意見収集を実施してい る。また、幹線道路の渋滞問題等について議論する意見交換会を開催し、企業による課題提起や解決提言を国・県に対して 実施している。(継続) 【街づくり推進課】 Ⅰ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や |委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。(継続) ┃・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状

h. アンケート調査

現状	今後の取組	令和2年度の取組
	〇施策実施における客観的根拠資料とな	
識調査(3年ごとに市民・団体・事業者別に		
実施)、各分野のアンケート調査(定期又は原味)によって、終計的にませる。	期・対象・設問・回答方式等)を改善すると	
	ともに、回答率の向上を図ります。また、他 の都市との比較や経年比較等、多方面な	
	評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握	
	します。	

| 況や意見交換などを行う。(継続)

(2)行政活動における協働のあり方

a. 地域コミュニティ団体との協働(委託)

現状

○地域コミュニティ団体には、自主防災活「○市各課からの依頼事項を整理するとと 動、ごみ収集場の管理、交诵安全・防犯活性に、自治会等の規模・能力に応じた依頼 |動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、|内容の弾力化や支援制度の充実等、負担 |公園・排水施設の管理等に加えて、イベン |軽減を検討します。 |トや講演会への参加や公職委員の推薦な | ○地域コミュニティ団体の抱える課題を考 ど地域関係事項について幅広く依頼し、協 慮し、市からの依頼事項に取り組むことに 力を得ています。

〇市からの依頼業務が増加しており、自 治会等の負担となっています。依頼業務で の負担を軽減するため、基本方針を定め. あらかじめ地域に対して依頼業務や行事 等の年間スケジュールを提示しています。

今後の取組

より、地域課題も同時に解決できるように 工夫します。

令和2年度の取組

【防災対策課】

|・自主防災活動 防災事務連絡会→新型コロナウィルス影響により中止、地区防災訓練実施、市総合防災訓練参加依頼。 「防災資機材整備、各種講座等参加依頼等(継続)

【総務課】

・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会において、コミュニティ協議会への依頼事項等の年間スケジュールを示し

Ⅰ・年度初めの地区行政連絡会は新型コロナウイルス感染予防対策のため開催できなかったが、文書により、自治会への依 |頼事項等の年間スケジュールを示した。

【地域福祉課】

Ⅰ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援を必要とする方の新しい情報を地域 へ提供し、市と地域 と情報の共有を行う。(継続)

【廃棄物対策課】

|廃棄物の出し方のルールの徹底とマナーの向上のための啓発活動等を行っていただくため、廃棄物減量等推進員を各自 |治会に配置し、地域の廃棄物の適正処理及び減量化を推進する。(継続)

【農政課】

|・多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。(継続) 【地域課】

┃・災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。 (継続)

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

現状

○地域コミュニティ団体のもつ地域課題 (生活環境の整備、諸制度の改善等)に関□認・整理するとともに、一緒になって対応 する要望は、地域コミュニティ連合会、代 表者等による随時の申出によって行われ ています。

〇市の機関では、コミュニティ担当課また |は各事業課において、これらに対応すると ともに、平成19年度からは「まちづくりアド バイザー」に連絡機能(地域の希望把握) を持たせています。

今後の取組

○地域コミュニティ団体の要望内容を確 策や制度改善に取り組みます。また、市の 機関が実施する個々の施策についても、 全体の公平性等を確保しながら、その地 |域に即した進め方を検討します。

令和2年度の取組

(継続)【防災対策課】

┃・防災活動に関する相談対応(継続)

【総務課】

┃・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。

まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。

【地域課】

・各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反 映させる。(継続)

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

る対応に切り替えています。

現状 〇専門資格を要する市の業務の実施に関 〇指定管理者制度を含む既存の委託に しては、多様化への対応や効率性を考慮 し、有資格者の採用や職員の資格取得に よる対応から、外部委託(事業者等)によ

〇公共施設等における専門性を活かした サービスと効率性の向上を目指して、事業 者や市民活動団体による指定管理者制度 を導入し、協働対象事業のリストアップを 行っています。

今後の取組

加え、協働対象事業について、業務内容 に応じた協働の推進を図ります。

令和2年度の取組

【企画課】

- ┣・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続)
- ┃・市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続)

【地域福祉課】

Ⅰ・障害者福祉制度及び自殺対策等の周知のための講演会や市民を交えた制度の勉強会をNPO法人の提案により委託にて 実施する。(継続)

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

○平成22年度から、市の事業について市 │○市民・市民活動団体・事業者との協働が |民から広く事業提案を募る「市民提案型委||可能な事業について実施のあり方を研究 |託制度(テーマ提示型・自由テーマ型)|を |し、市民提案型委託制度の活用等により、 運用しています。

〇市民に広く公募する提案型委託制度の 活用が徐々に増えています

今後の取組

成果の向上を目指します。

令和2年度の取組

【企画課】

・市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業(継続)

【図書館】

- ▶図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催(継続)
- 市民提案型委託事業(デジタル化)実施(新規)

e. 様々な協働形態の導入

現状

〇市の施策の中で、市民・団体等と一緒に「〇業務内容に応じて、実行委員会方式の なって取り組まないと成果を上げられない 業務等においては、協議会等を設けて調 整を図っています。

○柔軟な対応が必要となるイベント等で は、市民等による実行委員会方式で実施 しています。

〇田原リサイクルセンターや田原市給食 センターの運営事業には、PFI手法を導入 し、効率的かつ効果的な公共サービスの 提供を図っています。

今後の取組

ほか、市民等の得意分野を活かせるよう な協働方式の導入・維持に取り組みます。

OPFI(プライベート・ファイナンス・イニシ アチブ)、PPP(パブリック・プライベート・ |パートナーシップ)等の行政と民間の特 性・能力等を活かした方式による業務を実 施します。

令和2年度の取組

【環境政策課】

┃・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を開催し、一斉防除を行う。(継続)

(3)市民参加・協働状況の公表

現状

a. 協働会議への報告・一般公表

〇市民・市民活動団体・事業者・行政など |各主体の市民協働に関する取組は、市民 |取りまとめ、協働会議や一般市民に公表 合い、市民に公開しています。

一今後の取組

○毎年、市民参加・協働状況を項目別に 協働まちづくり会議において状況を報告し し、参加・協働への取り組み方の検討資料 として活用できるようにします。

令和2年度の取組

【企画課】

|・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の把握に努める。(継続)

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の青務

- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
- ⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
- ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

(1)活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

現状

〇市民や団体等の活動拠点として、市民 館をはじめ、文化会館や運動施設等を整 備するとともに、予約システムの改善、利 用負担の減免等により利便性の向上、活 動の活性化を図っています。

〇合併や人口減少により、重複した施設 や行政目的を終えた公共施設も増加して |いるため、公共施設の適正化に取り組ん でいます。

今後の取組

〇公共施設の集約化や重点化、複合化等 を踏まえ、公共施設のサービスの適正化 を図ります。

〇公共施設の長寿命化を図るとともに、未 利用施設の利活用を進めます。

令和2年度の取組

【牛涯学習課】

- ┃・インターネットによる公共施設予約システムの活用(継続)
- 市民館・文化会館等利用の際、共催・後援の実施(継続)
- 社会教育施設適正化個別計画の策定

b. 市民公益活動の環境整備

現状

○市民等が安心して市民公益活動に取り ○公益性の高い活動について、社会貢献 等を補償しています。

今後の取組

|組めるように、市において社会貢献活動災|活動災害補償制度を継続し、主催者及び 害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害 参加者の傷害等に対応する体制を維持す るとともに、必要に応じ、実態に即した制 度内容に見直します。

令和2年度の取組

【企画課】

|・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安 |心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続)

【地域福祉課】

|・市民同士が支え合う生活ささえあいネットのサポーターにはボランティア保険料の一部を社会福祉協議会が負担し、参加し ┃やすい環境を整備する。(継続)

【生涯学習課】

公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の継続

(2)情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

現状

〇公益性の高い活動(共催・後援事業等) |については、可能な範囲内で、「広報たは |について、市民活動支援センターが主体と |ら」や市のホームページ、SNS等で紹介す|なり、広報活動を行うとともに、より市民活 るとともに、自治会を通じた回覧・配布文 書、公共施設等でのポスター掲示により、 必要な情報を提供しています。

〇市民活動支援センターを媒介として、支 援センターホームページ、広報たはら等で 市民活動団体等の取組を紹介していま す。

今後の取組

○市民等への市民公益活動の情報提供 |動への期待や関心が集まるような紹介の |仕方を工夫します。

令和2年度の取組

【企画課】

I・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報 を発信する。(継続)

【図書館】

- ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNSの活用(継続) 【地域福祉課】
- ┃・田原市婚活支援事業補助金を活用して市民等が実施する婚活イベント等の情報を「広報たはら」や市のホームページ上で 紹介する。(継続)

【生涯学習課】

|・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載をする(継続)

b. 行政情報の提供

現状

○市で把握できる市民活動団体に有益な「○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・ 国県等の情報は、できる限りお知らせする一改善しながら、市民活動団体の活動情報 ようにしています。

〇市が保有する住民情報等は、個人情報 | 是非を検討します。 保護法・条例の取扱基準に従う必要があ り、現状として市民活動団体には提供して いません。

〇市が保有する住民情報等については、 |個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮 しながら、自治会が行う住民福祉向上活 動に対して、閲覧制度等を設けています。

今後の取組

や国県市などの各種支援施策の積極的な 伝達や市が保有する住民情報の提供の

令和2年度の取組

【高齢福祉課】

▶・福祉活動推進事業を実施する上で必要となる個人情報を申請に基づき提供する。(継続)

【健康課】

┃・親子交流館が行う赤ちゃんサロンの情報を、日赤奉仕団、くぬぎの会などの子育てサークル等に提供する。(継続)

(3)人的・財政的支援等のあり方

a. 市民公益活動への人的支援

現状

〇人材育成に役立つ講演会・講座等の開 催、市民活動支援センターによる活動相 談や「まちづくりアドバイザー」の派遣等に よる相談業務を行っています。

今後の取組

〇市の機関の職員等が各種団体に参加 する機会をできる限り多く設け、市民等と 市役所の相互理解や信頼の構築を進める とともに、自らの見識の向上も図ります。

〇事業担当課だけでなく、全課室がさまざ まな分野の市内市民活動の状況を把握 し、市役所全体で連携し、市民公益活動を 支援します。

令和2年度の取組

【企画課】

- ▶・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。(継続)
- ▶・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。(継続)

【総務課】

・まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。(継続)

b. 市民公益活動への財政的支援

現状

○地域コミュニティ団体や各分野の団体に○"市民の手"によるまちづくりを推進する 対して、市の施策の推進に関連した補助 金が支出されています。

今後の取組

ため、市民協働まちづくり基金を活用した 市民公募型補助事業を継続し、効果的な 支援を目指します。

Oより利用しやすい補助制度とするため、 募集スケジュールや申請手続き、審査方 法の改善を図ります。

令和2年度の取組

【企画課】

- ┃・市民協働まちづくり補助金、新規団体・人材活動補助金により、活動経費の一部を支援している。(継続) ┃・チャレンジ支援補助金の創設により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。 (継続)
- 【地域福祉課】
- |・市民等が企画し、又は提案する結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業等に田原市婚活支援事 【業補助金により活動資金を支援する。今年度予算10万円(上限額)×4団体(継続)

c. 市民公益活動へのその他の支援

現状

○田原市後援等取扱要綱に基づき、市の ○引き続き、共催・後援等の承認を行い、 施策に合致する市民公益活動(イベント 等)については、共催または後援し、施設 利用料の減免や活動のPRに取り組んで います。

今後の取組

優良活動表彰制度や公的認証制度の検 討など市民公益活動の促進策に取り組み ます。また、市民ニーズを把握し、必要と なっている市民公益活動を活性化させる ための支援メニューを検討します。

令和2年度の取組

【企画課・スポーツ課】 共催、後援の承認。(継続)

(4)市民間協働の支援のあり方

a. 市民間協働の促進のための支援

現状

〇市の機関は、市民公益活動における市 民等の連携を進めるため、市民活動支援 センターの設置や活動をPRするイベント 「しみんのひろば」の開催を支援していま

今後の取組

〇市民公益活動における連携の意向(他 の団体に対する協力要請等) や実現状況 を把握するとともに、連携・協力・支援が進 められるように、情報ネットワークの形成 や活動・人材情報の把握・提供に取り組み ます。

令和2年度の取組

【企画課】

- ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。(継続)
- ┃・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」を開催する支援を行う(継続)

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の青務

- ⑨ 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
- ⑩ 行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

(1)地域コミュニティ団体の振興のあり方 ②市の機関の支援のあり方

a. 地域コミュニティ団体の振興策

現状
〇平成18年度に策定された田原市地域コ
ミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の
調整や活動の支援が行われています。

今後の取組

〇市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。

〇市は、地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成など、支援体制の構築を図ります。

令和2年度の取組

【総務課】

・・地域活動や施設整備等に対する支援制度を設け、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。 (継続)

まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。(継続)

b. 地域コミュニティ団体の意見の反映 現状

〇地域に影響の大きい市の施策は、計	
■・実施に際し、コミュニティ協議会や自?	治
会を対象とした説明会を開催し、地域住	
の意見を把握しながら進めています。	

今後の取組

〇市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。

令和2年度の取組

c. 地域コミュニティ団体の認定制度

現状

今後の取組

〇田原市市民協働まちづくり条例施行規 則に基づいて、基準以上の運営を行って いる地域コミュニティ団体を認定(公証)し ています。

※認定状況(平成29年4月現在) コミュニティ協議会 20協議会

校区 自治会 6校区 4自治会

〇地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)します。

令和2年度の取組

【総務課】

▶・地域コミュニティ団体の認定制度を継続して実施する。

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

■市民位働すなづく	(り条例における市の機関の青)	Z

- ① 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
- ① 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1)基金のあり方 a. 合併特例債積立部分の管理・運用

現状	今後の取組	令和2年度の取組
〇市の合併に対する国の支援として用意		
された手法(合併特例債による借入)を中		
	域振興及び市民公益活動の促進を図って	
	いきます。 ○経済情勢や市の財政状況に応じて、原	
	資を含めて、まちづくりのために活用して	
	いきます。	
	0 0 0 0 0 0	

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

. <u> </u>		
	今後の取組	令和2年度の取組
	〇一般寄付等によって積み立てられた原 資は、取り崩して使うことも運用益を利用	
源を確保するために、寄付金の募集を市 民に周知しています。		
氏に向知しています。		
	〇ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した 寄付金は、地域助け合いのために運用し	
	ていきます。	

!) 暹	金連用益の活用のあり万		
a.	市の機関が実施する関係事業への基金運	【用益等の充当	
	現状	今後の取組	令和2年度の取組
		〇毎年度の発生する基金運用益等は、設	
		置目的(市民のネットワークの構築、地域	
		振興及び市民公益活動の促進)に即して、	
		まず、市民公益活動(公募)の補助経費に	
	▶・平成21年度「市民協働まちづくり事業補	充当し、残額は基金の目的に即して実施 される市の関係事業の財源または基金積	
	┃助金」 ┃「新規団体・人材養成活動補助金」	される中の関係事業の財源または基金領 み立てに利用します。	
	· 初风回体· 八初後成冶動補助並] • 平成22年度「市民提案型委託制度		
	・平成23年度「市民活動チャレンジ支援補		
	助金」		
	· · ·		

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

6. 金並注川並守を沿川した中氏な並出到の大坂		<u> </u>	
	現状	今後の取組	令和2年度の取組
		〇市民公益活動の活性化や協働意識の	【図書館】
	づくり事業補助金等を設け、市民活動を支		- 雑誌スポンサー制度(新規)
		援制度等を見直し、さらなる充実化を図り	
		ます。 	
		○市民公募型支援制度の積極的な活用	
		か図られるよう、制度の改善や効果的な 制度紹介を行うとともに、新たな市民公益	
		活動が生まれるような方策について検討し	
		ます。	
		○補助採択事業で公益性の高い活動と認	
		められた事業については、各事業担当課	
		において個別支援制度の創設を検討しま	
		す。	

たはら市民活動支援センターの取組

たはら市民活動支援センターでは、様々な分野で活動する市民活動団体の活動の支援をしています。

日頃は、視覚障害者の生活の悩み相談や、情報交換を行っている視覚障害者団体「さくらんぼ♪」が「新型コロナウイルスに負けない」思いを込めて、代表の柳田知可(やなぎだはるか)さんの作詞作曲による楽曲「次会えるときには」を作成しました。

たはら市民活動支援センターでは、この活動(楽曲)を少しでも多くの方に聞いていただくために、動画配信サイト「ユーチューブ」への公開などお手伝いをしました。

センターの活動支援後は、代表自らが「はるかの音色」のタイトルで動画を公開 し、登録動画数を増やしています。ぜひご視聴をお願いします。

下記画像は、柳田さんが市役所で楽曲の発表をした際の様子です。

多くのメディアが取り上げてくださいました。







で、外出自粛を続ける人

視覚障害者団体「さくも挑戦している。高齢者

め、今年から作詞作曲に

福祉施設や保育園、中学

新型コロナウイルス禍ける。

柳田さん制作

ールを送る楽曲

田原在住

たちへエールを送る楽曲 らんぼ」の代表も務める

で田原市南神戸町の視覚 柳田さんは、高校1年の 校などへの財間を重ねる

害者、柳田知可さん一時に視力の低下が進んで一中で、弾き語りに込める

町=が、「新型コロナウイ ルスに負けない」との思い

知可さん(『四)=同市南神戸

配信してい るサイトの QRコード

「さくらんぽ」の代表柳田

「コロナ禍に負けない」応援歌

とき

きには」を制作した。二十 を込めた楽曲「次会えると

され、今ではほとんど目が

「網膜色素変性症」と診断



「次会えるときには」を弾き詰 りする柳田さん=田原市役所で

が戻ってきて一緒に笑い合 な声で歌い上げた。 自ら書いた歌詞を伸びやか は一緒に笑い合おうね」と かしい」「次会えるときに がらも、「平凡な日々が懐 ぶりで緊張する」と話しな 中、「人前で歌うのは久し 良市長や関係者らが見守る 柳田さんは「いつか日常

田原市の視覚障害者団体 12 病 田 原・柳田さん披露

茶

目

曲を熱唱した。 スティックギターを弾き新 があり、柳田さんはアコー 柳田さんは高校生の時

に、徐々に視野が狭くなる

気にこの大変な時期を乗り 越えてほしい」と考えて 周りにいる全ての人が、元 め、「家族や友達など私の め、福祉施設などでギター から自身で作詞作曲を始 を演奏している。今年一月

ーチューブ」で公開してい 出してほしい」と話した。 楽曲は動画配信サイト「ユ う、この歌を聴いて元気を る。そんな希望を持てるよ (鈴木弘人)

三年前から音楽活動を始 南 夏

える、また一緒に語り合え

「次会えるときには」を作 お披露目会では、山下政

た。歌詞は、外出自粛中一紡いだ思いをつなぎあわ

ギターの弾き語りをする 柳田さん=田原市役所で

は」。終息後、笑い合え一った現在、目はほとんど

ルは「次会えるときに明した。2児のママとな

(3) が制作した。タイ いく網膜色素変性症と判 思いは「チャレンジする

ことの楽しさ」だ。

をギターに持ち替え、田

サービスの利用者らと会 34歳の誕生日をきっかけ

棚きんは白、良

る日常が戻ることを願

半ほど前からギターを始 見えない状態だが、3年

原市役所で楽曲を披露し一えない寂しさや、メモに一に、わずか2日間で仕上一た。会えていない大切な に募っていた仲間やデイーせた。5月5日に迎えた一なが口ずさめるようなメ ロディーにしたいと思っ ればうれしい」と笑顔を 人を思って聞いてもらえ 楽曲は、動画共有サイ YouTube o

色」で聞くことができる。 ナャンネル「はるかの音

東日新聞 R2.5.28(木)



流艇なメロデ 人に会えない寂し は一生元成させ

の時、日の繋列「網」と出席を経て、20 相用さんは高校生 んど見えない。 絵磨 大変な思いをしている人を励まそうと、楽曲を作った。「みんなでロずさんでくれ 田原市内に住む視覚障害の種田知可(はるか)さん(34)が、新型コロナウイルス デーきた。新型コロナの 曲した歌を披露して

棋田さんは一これ

柳田さん 新型コロナに負けない「次会えるときには」完成